

東南アジアとテロリズム対策 ——シンガポールとフィリピンを中心に——

遠藤 聡

【目次】

はじめに

I 東南アジアにおけるイスラムとテロリズム

- 1 東南アジアとイスラム
- 2 イスラム過激派の活動
- 3 テロ問題とテロ対策

II シンガポールにおけるテロ対策

- 1 国内治安法の適用
- 2 テロ対策の一元化
- 3 テロ対策における被害管理

III フィリピンにおけるテロ対策

- 1 反政府・テロ組織の系譜
- 2 米比合同軍事演習
- 3 非常事態宣言の適用の可能性

おわりに

はじめに

国際テロネットワークとの関係をもつイスラム過激派を対象とするテロ対策の実施が、東南アジア各国にとって現実的な課題となったのは、2001年の9・11同時多発テロ事件よりも、2002年の10・12バリ島爆弾テロ事件であった。各国政府は、国際社会と協調して9・11事件等の国際テロリズムを批判していたが、自国内に国際テロ組織が存在することについては、フィリピンを除き否定的であった。

ところが、10・12事件が国際テロ組織アルカーイダ（Al-Qaeda：基地の意）との関係が問われているジェマア・イスラミア（Jemmah Islamiyah：イスラム共同体の意）の犯行とされて以降は、各国におけるテロ対策の重要性や、ASEANを中心とした対テロリズム地域協力の

重要性が一層叫ばれている。それは、ジェマア・イスラミアが、東南アジアを活動拠点とする国際テロ組織とみなされていたからである。

東南アジアにおけるテロ対策を論じる場合、以下の4点に留意して、この地域や各国が抱えている問題を理解しなければならないであろう。

- (1) 「宗教」としてのイスラムの存在と、「組織」としてのイスラム過激派の活動を、区別して捉えること。
- (2) 分離独立運動などの「ローカル」な問題と、国際テロリズムなどの「グローバル」な問題とを区別して捉えること。それぞれの地域の事情を「1つの現象」として捉えると、論理的な誤りを犯す危険性がある。
- (3) 「民主化」の時代にある東南アジア地域において、強硬なテロ対策が有効性をもつかどうかを問うこと。
- (4) 前記(3)と関連して、それぞれの国において、法整備によるテロ対策よりも、テロ対策の名において、政府や軍・警察による強硬な治安維持措置がなされる政治的土壌が残っていること。

本稿においては、以上の留意点をふまえ、東南アジアにとってテロ対策の実施は、どのような意味をもつか、またテロ対策の何が問題であるのか、に焦点を当て、以下のように論述していく。

まず、東南アジアにおけるイスラムとテロリズムとの関係を、東南アジア地域や各国の事情を考慮しつつ考察する。ただ、これは、イスラムとテロリズムを同一視しようというものではない。^(注2) イスラム過激派と呼ばれる集団が、テロ

対策の対象となっている現状を踏まえてのことである。つぎに、テロ対策における政府や軍・警察の役割を明らかにするために、シンガポールおよびフィリピンにおけるテロ対策の実態を紹介する。

I 東南アジアにおけるイスラムとテロリズム

1 東南アジアとイスラム

現在、東南アジアの総人口約5億5000万人のうち、イスラム教徒は、約2億1000万人とされており、その多くが、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、タイ南部およびフィリピン南部のマレー世界に居住している^(注3)。この地域へのイスラムの伝播は、13世紀から始まった。アラブ商人やインド商人との交易を通じて、イスラムは、インドネシアのスマトラ島アチェから東南アジア海域、すなわちマレー世界に広がり、フィリピン南部には15世紀に伝わったとされている^(注4)。

東南アジア各国は、基本的には植民地時代の領域を継承し、第2次世界大戦後の脱植民地化の時代に、独立を成し遂げた^(注5)。たとえば、オランダ領東インドの広大な領域を継承してインドネシアは誕生した。スペイン領、のちにアメリカ領であったフィリピンが、その領域を継承して独立し、イギリス領であったマレー半島と北ボルネオが、マレーシアとして統合し独立した。このことは、欧米列強の勢力争いの結果として画定された領域内に居住していた多様な人々を、一国の「国民」としたことを意味する。このため、独立後の各国政府には、国民統合を推し進めることが大きな課題となった。

インドネシアは、現在の人口約2億1000万人のうち、約87%にあたる1億8000万人がイスラム教徒である^(注6)が、イスラムを国教とはしていない。これは、多民族国家を形成し維持するために、「多様性の中の統一」を国是とする必要があったからである。現行憲法である1945年憲法

の前文に明記されている建国五原則であるパンチャシラ (Pancasila: 5つの原則^(注7)の意) により、「単一制国家」を堅持しなかった。その一方で、武力によるイスラム国家樹立を目指すダルル・イスラム (Darul Islam: イスラムの家の意) 運動が1949年から行われたという経緯もある。ダルル・イスラム運動は、1960年代前半には鎮圧されたが、同運動の残党やその思想は、今日におけるインドネシアでのジェマア・イスラミアの人的供給源になっているとの見方もある^(注8)。

マレーシアがイスラムを国教と定めている背景には、国民を構成する人種の比率があった。イギリス植民地時代に、プランテーションや鉱山の労働者として移民を導入する政策が採られたことから、マレー半島とシンガポールのイギリス領には、多くの中国系やインド系の住民が居住することになった。1963年のマレーシア連邦の建国の際に、マレー半島・シンガポール島に北ボルネオのサバとサラワクが州として統合された。その理由は、先住民であるマレー系住民の数的優位を保つ必要があったからである。現在のマレーシアの人種別比率は、マレー系が66%、中国系が26%、インド系が8%となっている^(注9)。

しかし、マレー系の数的優位は実現されたものの、経済的には中国系とインド系が優位を占めていた。そのため、1971年からマレー人優遇政策であるブミプトラ (Bumiputera: 土地の子の意) 政策を採用し、教育機会や就業機会の面で、マレー系を優遇する措置が採られることになった。

1984年にイギリスの保護領から独立したブルネイは、人口約35万人のうち約70%がマレー系であり、イスラムを国教としている^(注10)。ブルネイは、石油や天然ガスの産出により経済水準が高く、立憲君主制ではあるが、事実上は「王政」で政治的にも安定しており、テロリズムの脅威

は小さいとみられている。

イスラム教徒が多数派を形成するインドネシア、マレーシア、ブルネイに対し、シンガポール、タイ、フィリピンでは、それが少数派である。

シンガポールが1965年にマレーシア連邦から分離独立した背景にも、移民である中国系が多数派であることによる人種問題があった。現在のシンガポールの人種別比率は、中国系が76%、マレー系が14%、インド系が8%となっており、国民統合を進めるために、マレー語を国語および公用語とした上で、英語、華語、タミル語を公用語としてきている。

立憲君主制を採るタイでは、国王が仏教徒であることと宗教の擁護者であることは定められているが、国教は定められていない。しかし、人口の95%を占めるタイ族のほとんどが上座部仏教徒であることから、上座部仏教が事実上の「国教」となっている。イスラム教徒は約4%とされるが、その多くはマレー系住民であり、南部地域に集中している。これは、1904年の英仏協商の成立により、タイ（当時シャム）の国境が画定された際に、それまでタイの支配下にあったこの地域のイスラム圏が、英領マラヤとタイに分断されたことを起源とする。

民族・人種と宗教との間に対応関係がみられるシンガポールとタイに対して、フィリピンは、基本的にはマレー系住民からなる国である（スペイン人や中国人との混血、いわゆるメスティーソもいる）。宗教との関係をみると、カトリック教徒が83%、プロテスタント教徒などの他のキリスト教徒が10%、イスラム教徒が5%となっており、民族・人種と宗教との対応関係はみられない。これには、15世紀に、南部のミンダナオ島やスルー諸島にイスラムが伝播した後、1571年から政教一致を原則とするスペインの植民地支配がマニラを中心として行われ、1902年から「友愛的同化」政策を採るアメリカの植民

地支配が行われたという歴史的背景がある。

2 イスラム過激派の活動

2002年10月のバリ島爆弾テロ事件以降注目されているジェマア・イスラミアは、東南アジアに「イスラム国家」を建設することを目的として東南アジア全域で活動しているイスラム過激派である。国際テロ組織アルカーイダと関係があるものとみられている。ジェマア・イスラミアは、1993年にインドネシア生れのアラブ人であるアブドゥーラ・スンカル（Abdullah Sungkar, 1935～99）によって、マレーシアで結成された。その活動目的は、唯一神（アッラー）だけに従う世界（イスラム国家）を創るために、イスラム同胞と協力して、不信心者たちと戦うこととされている。ジェマア・イスラミアが創設を想定する「イスラム国家」の領域は、東南アジアにおけるイスラム世界（インドネシア、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、タイ南部、フィリピン南部）を包摂するものである。

東南アジアにおいては、以前から武装闘争を行うイスラム組織の存在が注目されていたが、これらの組織の活動目的は基本的には分離独立運動であった。これに対してジェマア・イスラミアの活動目的は、現在の国家毎の枠組みを超える広域なイスラム国家の創設にあることが特筆できる。以下、いくつかのイスラム組織の活動の諸相を述べた上で、今日の問題とされるジェマア・イスラミアとの関連について述べる。

インドネシアのスマトラ島西北端のアチェにおける独立運動は、19世紀後半にオランダ植民地支配に抵抗したアチェ王国の時代から続いている。インドネシア独立後、アチェは、1959年に特別州として自治が与えられたものの、1970年代からは石油・天然ガス採掘の利権をめぐる独立運動が再燃し、1976年には分離独立を目指す武装組織「自由アチェ運動（Free Aceh Movement=Gerakan Aceh Merdeka=GAM）」

が結成された。

スハルト (Soeharto, 1921～) 政権は、1990年から GAM 掃討作戦を開始し、以後、アチェの内戦状態は長期化する。2001年8月に、イスラム法の適用などを認めるアチェ特別自治法が制定されたが、2003年5月から GAM 掃討を目的とする国軍による軍事作戦が再開された。その後、2004年12月に発生したスマトラ沖地震がアチェ州に甚大なる被害を及ぼしたことから、国際社会からの復興支援活動を促進するために、2005年8月に政府と GAM との停戦が合意し、より広範な自治を保障するアチェ州特別自治法改正が確約された。^(注16)

フィリピン南部のミンダナオ地域で分離独立への要求が高まったのは、1960年代後半のことであった。1972年のフェルディナンド・マルコス (Ferdinand Edralin Marcos, 1917～89) 大統領による戒厳令布告後、モロ民族解放戦線 (Moro National Liberation Front=MNLF) が分離独立運動の主導権を握り、国軍との交戦状態に入った。「モロ」とは、元来はスペインが支配した北アフリカのムーア人にちなんで用いられた蔑称であったが、のちに積極的な意味を付加して、フィリピンのイスラム教徒全体を指す語として用いられるようになった。^(注17)

その後、MNLF は路線の内部対立から分裂し、1984年にモロ・イスラム解放戦線 (Moro Islamic Liberation Front=MILF) が結成された。フィリピン政府は、1996年に MNLF との和平協定を成立させたが、MILF とは和平交渉と武力対立が断続的に繰り返されている。この地域では、1990年にムスリム・ミンダナオ自治地域 (Autonomous Region in Muslim Mindanao=ARMM) が発足しており、政府と両組織との和平交渉では、自治権の拡大をめぐる対立が主軸となっている。

マレーシア国境に近いタイ南部地域では1960年代から分離独立運動が行われてきたが、それ

が注目されたのは2002年10月のバリ島事件以後である。国際テロリズムの脅威が注目される中2004年1月に、この地域でパッタニー統一解放機構 (Pattani United Liberation Organization=PULO) などのイスラム武装勢力の関与が疑われている大規模な暴動が発生した。タクシン・シナワット (Thaksin Shinawatra, 1949～) 首相は、同月、同地域に対する戒厳令を布告し、軍・警察による取締りを強化したが、こうした強硬な治安維持対策は、イスラム指導者やイスラム教徒の反発を招くことにもなり、事態の鎮静化には困難な状況が続いていた。

2005年7月には、タクシン首相が「非常事態勅令」を緊急勅令として国王の名で発布し、南部暴動鎮圧のための強硬策を採った。しかし、これまでのところ暴動の鎮静化には至っていない。

以上みてきたように、GAM、MNLF、PULO の活動の目的は、武力の行使を伴うものであるが、本来は、「ローカル」な事情を要因とした分離独立ないしは広範な自治権の獲得であった。国際テロ組織とされるアルカーイダが1980年代末に、東南アジアにおける紛争地域、とりわけフィリピンのミンダナオ地域を拠点に活動するようになったことで、ミンダナオ地域の MILF や1991年に設立されたアブ・サヤフ (Abu Sayyaf: 父なる剣士の意) が、アルカーイダやジェマア・イスラミアと関係を深め、一層過激化することになった。

アブ・サヤフは、1991年にフィリピン南部のスルー諸島で結成されたイスラム過激派であり、イスラム国家樹立を目的としたジハード (聖戦) を標榜しているが、組織としての規模は小さい。キリスト教徒への爆弾テロ事件や身代金目的の外国人誘拐事件を頻繁に起こすなど、犯罪集団化しているとの見方もある。^(注18)

3 テロ問題とテロ対策

(1) 共同声明・協定の締結

2001年10月21日に上海で開催された APEC 首脳会談で、「反テロ声明」が採択され、11月4日にブルネイで開催された ASEAN 非公式首脳会談では、「反テロ共同行動 ASEAN 宣言」が採択された。2002年2月には、バンコクで ASEAN 非公式外相会議が開催され、テロ防止のために加盟国間での情報交換を緊密化することが申し合わされた。4月には、クアラルンプールで ASEAN テロ防止特別外相会議が開催され、テロ防止のための共同声明が発表された。5月にはインドネシア、マレーシア、フィリピンの3か国で海賊防止を含むテロ防止協定が締結された。

こうした一連の声明・協定は、調印国間における情報交換の促進、テロリストの資金の規制強化、入国管理強化、国境警備強化の促進を目的とするものであった。2001年12月には、シンガポールで、アメリカ当局からの情報により、ジェマア・イスラミアのメンバー13人がシンガポール当局によって逮捕された。

2003年7月には、東南アジア地域テロ対策センター (Southeast Asia Regional Centre for Counter-Terrorism) が、マレーシアのクアラルンプールに設立され、ASEAN 諸国間のテロリズムに関する情報収集・調査・分析が行われることになった。2005年6月に採択された「国際テロリズムとの闘いにおける協力に関する ASEAN・日本共同宣言」においても、同センターと ASEAN、日本との協力関係の構築が明記されている。^(注19)

(2) 各国のテロ対策法制

このように東南アジア地域全体におけるテロ対策の協力強化が提言される一方で、各国におけるテロ対策に関する法整備には、いくつかの類型がみられる。

第1は、既存の法律を適用するケースである。^(注20) シンガポールとマレーシアでは、国内治安法を適用することにより、テロ容疑者の予防拘禁が可能となった。その権限は、イギリス植民地時代の1919年に、「反英分子」を取り締まるために植民地政府が特別警察に授与した権限を起源としているとされ、1948年の有事法で成文化された。現行の国内治安法が制定されたのは1960年であるが、この年は、シンガポールではイギリス領自治政府時代にあたり、マレーシアではマラヤ連邦時代（1957年にマレー半島のみ独立）にあたる。その後、1963年のマレーシア連邦の建国（マレー半島・シンガポール・ボルネオ島北西部）を経て、1965年にシンガポールが分離独立した際に、同法は、それぞれ両国に引き継がれ、共産主義勢力や反政府勢力の逮捕・拘留を目的として適用されてきた。

第2は、政令や勅令によってテロ対応措置を可能とした上で、のちにその政令や勅令を制定法化するケースである。インドネシアでは、2002年10月12日のバリ島爆弾テロ事件直後の10月18日に、国会で審議中であった反テロ法を当面代行する政令として、「テロ撲滅のための2002年政令第1号」と「バリ島爆弾事件におけるテロ犯罪撲滅のための2002年政令第2号」が発令された。^(注21) 前者により容疑者の予防拘禁が、後者によりバリ事件まで政令第1号の効力を遡及させることが可能となった。その後、翌2003年3月に、この2つの政令が、「テロ撲滅法」（2003年法律第15号）および「バリ島事件関連テロ犯罪法」^(注22)（2003年法律第16号）として制定された。

タイでは、前述のとおり2005年7月に南部イスラム暴動が過激化したことを受けて、「非常事態勅令」が国王の名で発布されたのち、8月には国会で時限立法として承認され、同年10月、翌2006年1月および4月に、それぞれ3か月間の延長措置が採られた。^(注23)

第3は、資金洗浄防止に関する法整備を行な

うケースである。1999年12月に採択された国連決議「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」を国内で発効させるために、シンガポールでは、2002年7月に「テロリズム（資金供与防止）法」が制定された。^(注24) またフィリピンでは、2003年3月に「資金洗浄防止法」(2001年9月制定)^(注25) が改正された。

第4は、議会による審議を経て、新たに反テロ法の制定を目指すケースである。これはフィリピンに当てはまる。フィリピンでは、2001年11月から議会において審議されていた反テロ法案が、2003年3月に下院で可決されたものの、憲法や人権問題との関係で上院が否決したことにより、成立には至らなかった。その後、上下両院でそれぞれ複数の法案が審議に付される中、2005年3月に至りグロリア・マカパガル・アロヨ（Gloria Macapagal-Arroyo, 1947～）大統領が同法を緊急法案に指定し、迅速なる審議の遂行を促した。下院の反テロ法案（Anti-Terrorism Bill: House Bill 4839）は同年12月に第二読会で可決されたものの、第三読会（最終読会）^(注26) で可決されたのは2006年4月4日のことである。なお今後の上院における審議で、同法案が否決される可能性もある。

(3) テロ対策の困難性

法整備について、各国において相違があることは、総じて「民主化」の時代にある東南アジアにおいて、それぞれの民主主義体制に差異があることと関連している。ここに挙げた国々は、それぞれ権威主義的な国家体制であり、開発独裁と呼ばれた長期政権の下で、経済成長を遂げてきた。

シンガポールは、建国以来、人民行動党による「一党制」^(注27) に近い体制を堅持しており、リー・クアンユー（Lee Kuan Yew, 1923～）政権は1965年から1990年まで続いた。マレーシアも建国以来、統一マレー国民組織（United Malays

National Organization=UMNO）^(注28) が政権党であり、マハティール・モハマド（Mahathir Bin Mohammad, 1925～）政権は1981年から2003年まで続いた。フィリピンでは、マルコス政権が1965年から1986年まで続き、インドネシアではスハルト政権が1968年（実権掌握は1966年）から1998年まで続いた。シンガポールとマレーシアは、いまだ権威主義的な開発体制の下にあると考えられる。それゆえ、国際社会から人権侵害であるとの批判があった国内治安法を、強硬なテロ対策に適用しうる政治状況が残存していたとも言えよう。^(注29)

東南アジアにおける民主主義の制度化は、1986年の「ピープル・パワー」によるフィリピンでのマルコス政権の崩壊や、1998年のインドネシアのスハルト大統領辞任に至る過程の中で培われてきたとも言えよう。民主化の象徴となる新憲法が、フィリピンでは1987年に、タイでは1997年に、それぞれ制定された。インドネシアでは1945年憲法を堅持したまま、憲法改正によって大統領の直接選挙や国軍改革などが行われた。

その一方で、フィリピンでは、2001年1月に不正疑惑によりジョゼフ・エストラダ（Joseph Estrada, 1937～）大統領が辞任し（ピープル・パワー2ともいう）、インドネシアでは同年7月に、不正疑惑からアブドゥラフマン・ワヒド（Abdurrahman Wahid, 1940～）大統領が罷免された。さらにフィリピンでは、後述するように、「ピープル・パワー20周年」の前日にあたる2006年2月24日に、クーデター発覚のためとされた非常事態宣言がアロヨ大統領によって出された。

このように、各国における民主主義体制には、強権的な政治手法の実施と、それに対する反発に象徴されるような脆弱性がある。このことを理解した上で、東南アジアにおけるテロ対策の難しさを考える際には、インドネシアの例が参

考になるものと思われる。

インドネシアでは、ジェマア・イスラミアの犯行とされるテロ事件が、2002年10月の第1次バリ島爆弾事件以降多発した。2003年8月のジャカルタのマリオットホテル爆弾事件、2004年9月のジャカルタのオーストラリア大使館爆弾事件、2005年10月の第2次バリ島爆弾事件などである。

インドネシア政府は、前述したように、第1次バリ島事件の後、反テロ政令を発令し、のちに反テロ法を制定したが、その効果が現れていないことを内外に示す結果となった。第2次バリ島事件の直後、インドネシア政府は、反テロ法の改正を示唆する声明を出したが、今日に至るも同法改正は実現していない。このことは、テロ対策の効力を発揮させる目的をもつ法改正においても、人権抑圧などの批判への対処や、^(注30)イスラム団体・イスラム政党への配慮が必要であったことを意味している。^(注31)

さらに、スハルト体制（1966～98年）の32年間、インドネシアでは「国軍は国防だけではなく政治の発展にも責任をもつ義務がある」とする国軍の「二重機能論」が存在した。スハルト退陣後の「民主化」の時代のバカルディン・ユスフ・ハビビ（Bacharuddin Jusuf Habibie, 1936～）政権（1998～99年）では、この二重機能のうちの政治的役割を削減する「国軍改革」が実施された。^(注32)1999年4月には、警察が国軍から分離され、国内治安は、文民化された警察の任務とされた。

しかしながら、その後も、東ティモールの分離独立を問う住民投票の際の混乱時や、アチェ紛争・パプア紛争などに治安維持の名目で国軍が当該地域に派遣されたことから、国軍による治安出動は行われているものとみられる。このように国軍の「二重機能論」が残存する実態は、問題の困難性を理解する上で、考慮に入れなければならないであろう。

Ⅱ シンガポールにおけるテロ対策

小さな島国であるシンガポールは、海洋国家という地理的要因に加え、複雑な民族構成からなる国であること、さらには貿易立国、観光立国、都市国家、親米国家という政治・経済・社会状況が絡んで、国際テロリズムの標的となる可能性が高いとみられている。一方でシンガポールは、行政による国家管理を進めてきた「行政国家」あるいは「管理国家」^(注33)とみなされる国家体制を維持しており、そのことが、テロ対策を徹底する際に強固な基盤となっている。ここでは、そうした国家体制の下でのテロ対策について、シンガポール政府の国民への周知の仕方を中心に紹介する。

1 国内治安法の適用

2001年12月のジェマア・イスラミアの容疑者逮捕は国内治安法（Internal Security Act=ISA）の予防拘禁条項に基づくものであった。前述したように同法は、イギリス領自治政府時代の1960年に制定されたものである。その執行については、冷戦期においては国内の危機管理への対処としてある意味では説得力をもっていたが、冷戦終結後は「人権侵害」の根源として国際社会から批判されてきた経緯もある。^(注34)時代が変わり、「共産主義の脅威」への対処から「テロリズム脅威」への対処へと、同法の存在意義も変わったといえよう。

テロ対策と国内治安法との関連について、シンガポール内務省は、2002年11月に31頁からなる『全ての人々の安全（A Singapore SAFE for all）』^(注35)という冊子を刊行し、その周知を図っている。

同冊子によれば、国内治安への脅威として、まず、国外勢力による転覆活動、破壊活動、スパイ活動、テロリズム、政治的目的による暴力がある。一方で、国内の問題としては、多民族間の調和や社会の結びつきを害する人種間や宗

教間の対立が発生する可能性が指摘されている。さらに2001年以降、国内において、ジェマア・イスラミアなどの国際テロ組織が活動している状況が説明されている。

ジェマア・イスラミア対策については、2003年1月に内務省が50頁からなる『ジェマア・イスラミア白書（White Paper : The Jemaah Islamiyah Arrests and the Threat of Terrorism）^(注36)』を作成し、同対策の実績と課題を示している。同白書は、押収文書や容疑者の氏名・経歴を公開するとともに、同組織の活動内容・組織図・国際テロネットワーク図などを掲載し、それまでの容疑者逮捕の実績も公表している。その上で同白書は、治安基準の向上、テロリズムと過激思想の拡大に対する警戒、社会の結びつきと宗教間の調和の強化を呼びかけている。

『全ての人々の安全』では、国内治安法を、^(注37)以下のように説明している。

(1) 適用について

- ・ シンガポールの国内治安を脅かす非常事態に際して、公共の安全を確保するために、政府は国内治安法の規定を適用する。
- ・ 同法は国内治安局（Internal Security Department）の捜査に基づき執行される。同法で規定される「予防拘禁」は、裁判なしで容疑者を2年間拘束できるものである。
- ・ 同法の規定による「予防拘禁」措置は、訴追が不可能であっても、脅威が現実に差し迫っている場合に実施される。
- ・ 政府は、同法の規定に違反した者に対して、関連法を根拠としても訴追することができる。

(2) 法的制限・条件等について

- ・ 拘留期間は48時間以内とする。それを超える場合には、警察長官の承認を得ること、警察委員会に報告することが必要とされる。
- ・ 拘留期間が14日を超える場合は、警察委員

会は内務省にその延長について報告することが必要とされる。

- ・ 拘留期間が30日を超える場合は、その措置について内務省の承認と大統領の許可が必要とされる。
- ・ 拘禁・拘束命令の延長措置については、内務省と大統領の承認が必要とされ、延長期間は2年を限度とする。
- ・ すべての拘禁・拘束命令については、国内治安法顧問会（ISA Advisory Board）による審査が必要とされる。
- ・ 予防拘禁措置については、大統領が拒否権をもつ。

(3) 拘留された者の権利について

- ・ 拘留開始から14日以内に令状が示される。
- ・ 弁護士などの代理人を選定できる。
- ・ 秘密拘禁は認められない。
- ・ 拘留開始から30日以降は、家族との面会が認められる。

このように、それまでに共産主義勢力や反政府勢力を取り締まるために施行されていた国内治安法が、人権侵害に抵触することなく、テロ犯罪の容疑者の「予防拘禁」を目的として、その規定を適用することが可能であることを周知することが図られている。

2 テロ対策の一元化

シンガポールのテロ対策の管轄機関として、国内の情報活動については内務省傘下の国内治安局が、国外の情報活動については国防省傘下の安全保障情報局（Security Intelligence Department）が、それぞれ担当している。

2002年1月に統合テロ対策センター（Joint Counter Terrorism Centre）が、2004年7月にテロ対策機関である国家安全保障調整センター（National Security Coordination Center）

が、それぞれ首相直属の機関として設置されたことにより、シンガポールのテロ対策の一元化が図られた。国家安全保障調整センターは、カラー写真を満載した66頁からなる『テロ対策要綱 (The Fight Against Terror: Singapore's National Security Strategy)^(注38)』を刊行し、テロ対策の要点について広報してきた。

同要綱によれば、シンガポールの安全保障対策の組織体系は、以下のとおりである^(注39)。

首相の補佐機関として、国防相、内務相、外相とともに、政府の安全保障政策を審査することを任務とする安全保障政策審査委員会 (Security Policy Review Committee) が設置されている。また首相直属の機関として、安全保障政策の立案、政策と情報管理の調整を行うことを任務とする国家安全保障調整事務局 (National Security Coordination Secretariat) が首相官邸の中に設置されている。安全保障政策審査委員会は、首相とともに、国家安全保障調整事務局を監督する。

国家安全保障調整事務局には常任事務局長 (Permanent Secretary) が置かれ、同局長が、前述した国家安全保障調整センターと統合テロ対策センターを監督している。国家安全保障調整センターは政策立案と危機査定が、統合テロ対策センターは他の情報機関の統括が、それぞれの主な任務となっている。

同局長には、首相に報告書を提出することが求められており、また首相補佐機関である安全保障政策審査委員会と、対テロ情報活動の調整を行う機関である情報調整委員会 (Intelligence Coordinating Committee) への出席が認められている。

また同要綱では、シンガポールの対テロ戦略を、「予防 (Prevention)」、「安全保護 (Protection)」、「対応 (Response)」の3つの側面から説明している^(注40)。

「予防」については、国連決議の履行、

ASEAN などとの地域協力の必要性、米軍との協力体制の構築などに示される有効な外交、情報活動、陸海空における出入国管理などを統合して実施するとしている。「安全保護」については、攻撃の対象となることが予測される MRT (Mass Rapid Transit = 大量高速輸送システム = 地下鉄)、空港、海上や港に対する警備の強化が示されている。「対応」については、爆弾やハイジャックなどの通常の攻撃に加えて、化学兵器・生物兵器・放射能を使用した特殊な攻撃への対応を準備することの必要性を訴えている。

この「予防」、「安全保護」、「対応」の3つの対テロ戦略は、シンガポール国防省が定める国家安全保障戦略である「国家安全保障の3つの輪」と同じ考え方である^(注41)。国防省によれば、2002年のバリ事件以降、シンガポールの国家安全保障において、国内や東南アジア地域におけるテロリズムに対する脅威が高まったことにより、前述したテロ対策の行政管理と一体化した組織体系が構築された。

国防省が示す国家安全保障諸機関の情報部門、政策部門、実行部門別にみた統合的共同的関係における指揮系統は、以下のとおりである^(注42)。

情報部門については、前述した統合テロ対策センターが、国内レベル、東南アジア地域レベル、国際レベルにおける情報を統合する。政策部門では、これも前述した首相補佐機関である安全保障政策審査委員会が、首相直属機関である国家安全保障調整事務局を監督する^(注43)。

実行部門では、国家警察および国軍から構成される国家安全保障部隊 (National Security Task Force) が、国内安全保障センター (Homefront Security Centre) とアイランド防衛実行センター (Island Defence Operations Centre) を監督した上で、領域全体を包括的に監視する。国内安全保障センターとアイランド防衛実行センターは、内務省により設置され、前者が領内の、後者が沿岸部の監視を、それぞれ

れの任務としている。

3 テロ対策における被害管理

シンガポール政府は、『テロ対策要綱』で、テロに対する「トータル・ディフェンス」の重要性を訴えている。^(注44)「トータル・ディフェンス」とは、政府のみがテロ対策を実施するのではなく、軍、民間、経済、社会、心理という5つの部門・側面から総合的な防衛体制を構築することを指している。そのためには、内務省やシンガポール民間防衛隊（Singapore Civil Defence Force）などによる危機管理情報の発信を徹底することが重要であるとしている。

民間防衛隊とは、内務省傘下の組織で、消防・救助活動を任務としており、軍・警察と並ぶ国家の安全確保の一翼を担う組織であり、同隊には、正規職員1,000人、予備職員1万人のほか、民間ボランティア6,000人が登録されている。^(注45)また、その活動内容は、写真や図表を満載した年次報告書としてまとめられており、同隊の活動状況の周知が図られている。^(注46)

民間防衛隊は、『民間防衛緊急事態ハンドブック（Civil Defence Emergency Handbook）』^(注47)を発行し、救急医療や火災・自然災害対応だけではなく、戦争勃発時やテロ事件発生時への対応を図解し説明している。テロリズムの脅威としては、化学兵器（Chemical）、生物兵器（Biological）、放射能（Radiological）、爆発物（Explosives）の頭文字から CBRE として周知させている。

新しいテロ攻撃として注目されているサイバー・テロへの対処では、2005年2月に、国家情報通信セキュリティ委員会（National Infocomm Security Committee）が公表した「情報通信セキュリティ・マスタープラン（Infocomm Security Masterplan）」^(注48)がある。これは、2005年から2007年までの3年間で、サイバー・テロの脅威に備えるために、国内の情報通信セキュリティを強化するとともに、不測の事態が生じた

場合に早期の復旧が可能となる環境を構築することを目的としている。

このプランでは、フレームワークとして、「市民セクター」、「民間セクター」、「公共セクター」の3セクターによる協力体制の強化を提言しており、それらの安全を支える基盤として、国家能力の発展、技術の開発、設備の充実を挙げている。また戦略面においては、第1に安全の保護と危機の低減に関する方策についての情報提供、第2に不測の事態に対応できる計画の強化、第3に人々の意識の向上、を挙げている。

テロ対策における被害管理として、大規模な対テロ訓練が実施されたことが、注目される。2006年1月8日の早朝、「ノース・スター・V」（NorthStar V）と名づけられた大規模な対テロ訓練が実施された。

同訓練は、MRTの4駅とバスターミナル1か所で実施され、民間防衛隊、国軍、警察、保健省、交通省、外務省、教育省、情報通信芸術省、陸運局など22機関から2,000人を超える人員が動員された。^(注49)同訓練は、通常の爆弾テロ攻撃のほか、自爆テロ行為や化学兵器・生物兵器によるテロ攻撃をも想定したものであり、負傷者の救助活動、医療チームの派遣などが行われた。リー・シェンロン（Lee Hsien Loong, 1952～）首相によれば、同訓練の目的は、各機関の役割の明確化と協力体制の運用効果を試行し、被害管理の手順を確認するものであった。^(注50)

Ⅲ フィリピンにおけるテロ対策

フィリピンでは、1946年の独立以降、共産主義勢力による反政府活動やイスラム組織による分離独立運動に対して、国軍による制圧や政府による和平交渉が断続的に行われてきた。また安全保障面では、基本的には植民地時代から続くアメリカとの「特別な関係」が中心であったといえる。また、1986年の「ピープル・パワー」以降、民主化や人権問題が大きな政治的課題と

なっている。そうしたことを踏まえた上で、ここでは、テロ対策における米軍との協力体制の実態および大統領権限によるテロ対策実施の可能性について紹介する。

1 反政府・テロ組織の系譜

フィリピンにおける反体制勢力による抵抗運動は植民地時代にも行われていたが、それが組織として脅威となったのは、日本占領期の1942年に抗日組織として結成されたフク団（人民抗日戦線ゲリラ＝フクバラハップ：Hukubalahap）による抵抗運動からである。フク団は1930年に結成されたフィリピン共産党（Partido Komunista Pilipinas＝PKP）と結びつき、1946年の独立後も反政府の武装闘争を継続させた。

フィリピン政府は米軍との協力の下、1951年からフク団とPKPに対する制圧を行い、1954年までに両組織は勢力を失った。しかしその後、両組織の残党が1968年にフィリピン共産党（Communist Party of the Philippines＝CPP）を再結成し、1969年にその武装組織として新人民軍（New Peoples Army＝NPA）が結成された。1973年には、反マルコス左派勢力が民族民主戦線（National Democratic Front＝NDF）を結成し、それ以降、フィリピンにおける共産主義運動は、CPP-NPA-NDFと呼ばれるように、3組織の連携によって行なわれていく。このなかで武装闘争を行っているのは新人民軍であり、アメリカは9・11後の2001年11月に、新人民軍を国際テロ組織に指定した。

フィリピン南部のイスラム圏での反乱はスペイン植民地時代やアメリカ植民地時代にも起きていたが、それが組織的な脅威となったのは、前述したように、1970年に結成されたモロ民族解放戦線（MNLF）による分離独立運動からである。1972年にマルコス大統領が戒厳令を布告し、ミンダナオ地域における抵抗運動に対する制圧を強化したが、1976年にMNLFはミンダナ

オ地域での自治権獲得を骨子とする和平協定を政府と締結した。しかしMNLFは、その後も政府との対立を続け、武装闘争を断続的に続けていった。

こうした中、和平路線を批判する動きがMNLF内でおこり、そこから分裂した急進派により1978年に結成されたのがモロ・イスラム解放戦線（MILF）である。MILFは、「イスラム国家」の樹立を目的とした武装闘争を継続させたが、国軍による制圧の中、2001年には政府と暫定休戦協定を結んだ。しかしその後も、MILFは武装闘争を断続的に続けている。

MNLFは、1996年に政府と和平協定を締結し、その指導者であるヌル・ミスアリ（Nur Misuari, 1941～）が暫定自治機構である南部フィリピン和平開発評議会（Southern Philippine Council for Peace and Development＝SPCPD）の議長に任命された後、ムスリム・ミンダナオ自治地域の知事に当選した。メンバーの多くも国軍と警察に編入された。しかし、2001年にミスアリが政府に知事再選を拒否されマレーシアに逃亡したことにより、自治地域やMNLF内でミスアリ派と反ミスアリ派との対立が表面化した。その後の動向に対しても、政府は警戒を怠っていない。

さらに、MILFの急進派はアルカーイダやジェマア・イスラミアなどの国際テロ組織との、あるいはアブ・サヤフとの連携を深めていった。^(注51)

1991年に元アフガン戦士であるフィリピン人のアブバカル・ジャンジャラーニ（Abubakar Janjalani, 1959?～98）により結成されたアブ・サヤフは、アルカーイダから資金援助を受けているとされている。アブ・サヤフは、その後、犯罪集団化するとともに内部分裂を繰り返し、また後述するフィリピン国軍と米軍との合同による掃討作戦で、壊滅状態にあるとの見方もある。

こうした状況の中で、アルカーイダはMILF

との連携を深めていく。アルカーイダにとっては、ミンダナオ地域に軍事訓練の拠点を確保できることがその理由であった。さらにジェマア・イスラミアがミンダナオ地域に軍事訓練の拠点を置くようになったことから、ジェマア・イスラミアと、アブ・サヤフや MINL との連携が深まっていった。

2001年の9・11事件直後の9月23日に、アメリカ政府が発表した国際テロ組織リストに、アブ・サヤフが含まれていた。アロヨ大統領は、この発表を受けて9月26日に、アメリカの反テロ行動に協力することを約束し、湾岸施設・空軍基地の米軍への提供を認めることなどを内容とする声明を出した。こうして、国際テロ組織としてのアブ・サヤフに対するアメリカとの共同による掃討が計画されることになった。

2 米比合同軍事演習による掃討作戦

2006年2月17日、フィリピン中部のレイテ島南部で大規模な地滑りが発生し、約1,100人の住民が犠牲となった。被災地には、フィリピン国軍とともにアメリカ海兵隊員約3,000人が派遣され、救助作業が行われた。この米兵は、2月20日からスルー諸島を中心に行われた米比合同軍事演習「バリカタン06」(Balikatan：肩を寄せ合っの意)に派遣されていたものであった。

今回の合同軍事演習は、2002年の2月から7月まで実施された「バリカタン02-1」に次ぐ大規模なもので、3月6日まで実施された。「バリカタン02-1」は、2001年の9・11事件後に国際テロ組織として指定されたアブ・サヤフの掃討を目的とするものであった。この作戦により、アブ・サヤフは壊滅状態に陥ったとみられていたが、2005年2月にミンダナオ地域だけではなくマニラ首都圏でも連続して発生した爆弾テロ事件について、アブ・サヤフが犯行声明を出し、その健在を誇示する挙に出たことから、今回の

合同作戦が実施されることになった。

米比合同演習実施の法的根拠となるものは、1951年に調印された米比相互防衛条約であり、^(注52)バリカタンは1993年から実施されていた。「バリカタン02-1」や「バリカタン06」に派遣された米兵は、1998年2月に調印され、1999年5月に批准された「訪問米兵協定(The Visiting Force Agreement)」^(注53)に基づくものであった。

1946年にフィリピンがアメリカから独立した後も、在比米軍基地は、1947年に調印された米比軍事基地協定により存続していた。冷戦期において、スービック海軍基地やクラーク空軍基地は、アメリカのアジア太平洋戦略の要衝となっていた。ところが、冷戦終結後の1991年12月に期限切れを迎える同協定については、同年8月にコラソン・アキノ(Corazon Aquino, 1933～)政権が10年間の基地使用を認めた米比友好協力安全保障条約を調印したにもかかわらず、9月にその批准がフィリピン上院で否決されたことにより失効し、米軍基地は1992年5月に撤収された。^(注54)

フィリピンとアメリカとの「特別な関係」が希薄化していき、基地経済の消滅と経済援助の縮小によりフィリピン経済が低迷する中で、訪問米兵協定が締結された。

2002年に実施された「バリカタン02-1」は、訪問米兵協定を含めた法的な論争を引き起こした。^(注55)争点の第1は、1987年憲法第2条第2節により、フィリピンは国策の手段としての戦争を放棄していることであり、第2は、米軍兵士の犯罪に対する刑事裁判権の問題である。訪問米兵協定では、第5条の刑事裁判権規定で、フィリピン法の管轄下においてはフィリピン政府が裁判権を有するが、アメリカの財産・安全保障に関する犯罪については、アメリカ政府または米軍当局が裁判権を有するとされていた。

「バリカタン02-1」は、「演習」の名ではあるが、アブ・サヤフが掃討対象として規定されて

いるため、概念的には「軍事」行動として定義されうる。そのため当初、2001年1月30日に開始される予定であった同演習は、「バリカタン02-1受入れ条件」の合意が2月14日まで伸びたため、延期されることになった。「受入れ条件」では、政策レベル規定第4項で、合同演習は、共同の司令官による包括的演習の下、米比それぞれの部隊の指揮官がその監督下の部隊に対する指揮権を維持する、と規定された。^(注56) こうして米兵660名、フィリピン国軍3,800名を動員するアブ・サヤフ掃討作戦が6か月間実施された。

前述したように、2005年3月に、アロヨ大統領が反テロ法を緊急法案に指定した背景には、2006年2月に実施される「バリカタン06」に向けた法整備という側面があったとも考えられる。また、下院が2005年12月に反テロ法案を可決した背景にも同様の側面があったものと思われる。^(注57) そうしたことから、テロ対策を契機としたアメリカとの「特別な関係」の強化を目論む考えがフィリピンにあったと捉えることもできよう。

3 非常事態宣言の適用の可能性

2006年2月24日、前述したように、「ピープル・パワー20周年」の前日、アロヨ大統領は、「非常事態宣言（宣言第1017号）」^(注58) を発令した。これは、国軍によるクーデターが発覚したことを理由として、国内治安の安全のために、国内を戒厳令下に敷く措置であった。国家警察により国軍将校や下院議員等が逮捕されたのち、治安回復がなされたとして、3月3日に同宣言に対する「解除宣言（宣言第1021号）」^(注59) が発令された。

この非常事態宣言は、テロリズムに対応するものではなく、反政府勢力による国内不安や国軍によるクーデター計画に対応したものではあるが、ここでは、同宣言による戒厳令布告措置が、テロ対策に適用される可能性について考え

てみる。

「非常事態宣言」発令の理由として、同宣言は、NDF-CPP-NPAに代表される極左勢力および、国軍内の冒険主義者に代表される極右勢力などの反政府勢力が、組織的な政府転覆計画を企てたとしている。それゆえ大統領は、憲法第7条第18節に規定されている「大統領の非常事態処理権限」を発動し、憲法第12条第17節に規定されている「非常事態における私有の公共的施設を自己の支配下に置き、指揮監督する権限」を発動する、としている。

フィリピンの現行憲法である1987年憲法は、^(注60) マルコス政権崩壊後の「民主化」の時代に制定された。同憲法が定める戒厳令布告権限は、マルコス政権時の戒厳令布告が同政権の長期独裁政権を招いたことに対する反省から、その行使について制限が設けられている。

戒厳令布告の条件として、憲法第7条第18節「大統領の非常事態処理権限」には、「大統領は、フィリピン国軍の最高司令官であり、不法な暴力行為、侵略、内乱を防止し、または鎮圧するため、必要あるときは軍隊を召集することができる。侵略もしくは内乱が発生し、公共の安全のため必要があるときは、大統領は、60日を超えない期間にかぎり、人身保護令状の特権を停止し、またはフィリピン全土もしくはその一部に戒厳令を布告することができる」とある。戒厳令布告もしくは人身保護令状特権の停止後の手続きに関しては、同条同節で以下の制限が定められている。

- ・ 48時間以内に大統領は議会に報告する。議会は合同投票で総議員の過半数によって、これを撤回できる。
- ・ 最高裁判所は、この適法性について国民から請求のあった場合には、30日以内に判断を下す。

戒厳令の施行については、同条同節で以下の制限が定められている。

- ・ 戒厳令の実施は、憲法の適用を停止するものではない。
- ・ 通常裁判所 (Civil Courts) や立法機関 (Legislative Assemblies) の機能が奪われることはない。

人権保護令状の特権の停止については、同条同節で以下の条件が定められている。

- ・ 内乱もしくは侵略に直接不可分の関係を有する犯罪のために訴追を受けた者に対してのみ適用される。
- ・ 逮捕拘禁された者は、3日以内に起訴されなくてはならない。起訴が行われなるときは保釈される。

ところで、この「非常事態宣言」発令の背景には、いくつかの政治事情が存在した。第1は、前年の2005年6月から、大統領選挙不正疑惑によるアロヨ大統領の辞任・弾劾要求が高まったことである。第2に、大統領権限を縮小するために、現行の大統領制から議院内閣制への移行を中心とした憲法改正案が、2005年12月に憲法改正諮問委員会の最終答申として出されていたことである。第3に、この最終答申案では、新憲法への移行期間に現職大統領に一層の権限が集中することに対する反対意見が、2006年1月から議会やフィリピン社会に高まっていたことである。第4に、前述したように2月25日は、「ピープル・パワー20周年」であり、それを祝う大集会が計画されていたことである。

すなわち、「ピープル・パワー3」^(注61)の発生を事前に防ぐことを目的として、大統領制から議院内閣制への移行を中心とした憲法改正論議が注目される中、「大統領権限」によって非常事態宣言がなされたことになる。しかも、こうした措置は、短期間の施行であれば、議会や裁判所の意向に関係なく、令状なしで容疑者を拘禁できるというテロ対策にも適用しうる先例をつくった。

「非常事態宣言」では、その対象となる組織と

して、国際テロ組織の指定を受けている新人民軍 (NPA) が挙げられていた。さらに同宣言と同日にアロヨ大統領により発令された「一般命令第5号」^(注62)は、テロリズムおよび無法の暴力による活動を鎮圧もしくは防止するために国軍と国家警察を動員することを命じるものであった。そうしたことから、いまだ制定に至っていない反テロ法による「テロリズム」の定義とその対処が未確定である現状にあっては、法の整備ではなく、「法の停止」によるテロ対応が行われる可能性は否定できないであろう。

おわりに

東南アジアにおけるテロ対策を考える際、第1に、履行者である政府や国家体制が「未成熟な民主主義」の段階にあることを視野に入れなければならない。残存する権威主義的な国家体制と、民主化や人権問題との「せめぎあい」の中に、テロ対策が位置するからである。第2に、分離独立運動などの「ローカル」な運動を、国際テロリズムという「グローバル」な運動の一環としてみた場合、そこにある民族、宗教、開発、差別という問題の本質が軽視されやすいことに注意しなければならない。第3に、それでもやはり現実問題として、テロリズムの脅威、とりわけイスラム過激派によるそれが、この地域に内在していることを看過してはならない。

こうしたことを念頭において、東南アジア地域におけるテロ対策の動向について注目していく必要がある。

注

* インターネット情報はすべて2006年4月30日現在である。

(1) こうした論点による報告書として以下がある。

『「9.11」後の東南アジア情勢—国際政治と地域協力の変容—』(RIPS 2003-1) 平和・安全保障研究所, 2003.

- (2) たとえば、フィリピンでは、フィリピン共産党(CPP)の軍事部門として1969年に結成された新人民軍(NPA)によるテロ活動が問題になっていることも視野に入れなければならないであろう。
- (3) マレー世界とは、マレー系民族が広く分布している地域を指す。その地域にあたる各国の総人口とイスラム教徒人口を以下に記す。インドネシア：2億1000万人・1億8000万人、マレーシア：2300万人・1300万人、フィリピン：7600万人・430万人、タイ：6000万人・250万人、シンガポール：400万人・60万人、ブルネイ：35万人・30万人。河野毅「東南アジアおよびインドネシアのイスラム過激派」私市正年編『現代イスラームをめぐるテロリズムの背景と現状』上智大学21世紀COEプログラム「地域立脚型グローバル・スタディーズの構築」事務局，2005，p.8。
- (4) フィリピンでは、1521年のマゼラン到着を契機にスペインによる統治が1571年から開始された。スペインは政教一致の統治によるカトリックの布教に努めたため、イスラムのこれより北方への伝播は終わった。これに対し大陸部では、ミャンマー、タイ、ラオス、カンボジアには上座部仏教が、歴史的に中国の影響下にあったベトナムでは大乘仏教、儒教、道教が、ポルトガルの植民地であった東ティモールではカトリックが広がった。
- (5) 正確に言えば、タイは植民地化されてはいないが、その独立はイギリス（1855年のバウリング条約）とフランス（1865年の修好通商航海条約）、のちには日本（1940年の友好和親条約）との不平等条約により維持されたものであった。
- (6) 前掲注(3)；各国・地域情勢「インドネシア共和国」日本外務省 Web サイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/indonesia/data.html>>。
- (7) ①唯一至高なる神、②公平で文化的な人道主義、③インドネシアの統一、④協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義、⑤インドネシア全国民に対する社会的公正、をいう。
- (8) 見市建『インドネシア—イスラーム主義のゆくえ—』平凡社，2004，p.24。
- (9) 各国・地域情勢「マレーシア」日本外務省 Web サイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/malaysia/data.html>>。
- (10) 各国・地域情勢「ブルネイ・ダルサラーム国」日本外務省 Web サイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brunei/data.html>>。
- (11) 各国・地域情勢「シンガポール共和国」日本外務省 Web サイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/data.html>>。
- (11) 仏教は大きくみて、上座部仏教（テーラワーダ仏教）と大乘仏教（マハーヤーナ仏教）の2つに分類される。前者は、修行者尊重の保守的な部派であり、後者は在家を肯定し大衆救済を目的とする改革的な部派とされている。前者はインドの南方スリランカから、ビルマ、タイ、ラオス、カンボジアなどの東南アジア大陸部に伝わったため「南伝仏教」とも呼ばれ、後者は北インドから中国、朝鮮半島、日本などの東アジアに伝わったため「北伝仏教」とも呼ばれる。また、前者は上座仏教と呼ばれる場合もある。
- (13) 各国・地域情勢「タイ王国」日本外務省 Web サイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html>>。
- (14) 各国・地域情勢「フィリピン共和国」日本外務省 Web サイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>>。
- (15) ジェマア・イスラミアについては以下を参照。「解説：ジェマア・イスラミア」防衛庁防衛研究所編『東アジア戦略概観2003』2003，p.51；「ジェマア・イスラミア（JI）は『存在』するか？」防衛庁防衛研究所編『東アジア戦略概観2005』2005，p.122；河野前掲注(3)，pp.20-30；橋廣治『東南アジアにおけるイスラム過激派事情』近代文芸社，2004，pp.104-132；見市前掲注(8)，pp.34-52。なお、ジェマア・イスラミアは、原語がアラビア語であるため、アルファベット表記では、Jemmah Islamiyah や Jemaah Islamiah などがあり、邦訳では、ジェマア・イスラミア、ジェマ・イスラミア、ジャマア・イスラミヤなどと訳されるが、本稿ではジェマア・イ

スラミアで統一する。

- (16) 遠藤聡「【短信：インドネシア】地方分権化と地方自治—アチェ州特別自治法に注目して—」『外国の立法』No. 225, 2005. 8, pp.206-212 <<http://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000040362A001.pdf>> を参照されたい。
- (17) 寺田勇文・森正美「宗教と世界観」綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいフィリピン（第2版）』弘文堂, 1995, p.127.
- (18) 竹田いさみ『国際テロネットワーク—アルカイダに狙われた東南アジア—』講談社, 2006, pp.176-181.
- (19) “Progress Report on ASEAN-JAPAN Joint Declaration for Cooperation in the Fight against International Terrorism,” 日本外務省 Web サイト <<http://www.mofa.go.jp/policy/terrorism/report/0506.html>>.
- (20) シンガポールの国内治安法のテキストは以下から入手。“Internal Security Act, Chapter 143.” シンガポール法務長官事務局 Web サイト <<http://statutes.agc.gov.sg/>>. マレーシアの国内治安法のテキストは以下から入手。“Internal Security Act, 1960, Act 82.” School of Law, Queens University Belfast Web サイト <<http://www.law.qub.ac.uk/humanrts/emergency/malaysia/mal2.htm>>; <<http://www.law.qub.ac.uk/humanrts/emergency/malaysia/mal3.htm>>. この2つの法律の条文は同一のものであったが、その後の改正により現行法の条文には若干の相違がある。
- (21) 両政令のテキストは以下から入手。“Government Regulation in Lieu of Legislation of the Republic of Indonesia No. 1/2002 on Combating Criminal Acts of Terrorism.” Asian Law Centre Web サイト <http://www.law.unimelb.edu.au/alc/indonesia/perpu_1.html>; “Government Regulation in Lieu of Legislation of the Republic of Indonesia No.2, 2002 on the Enactment of Government Regulation in Lieu of Legislation of the Republic of Indonesia No.1, 2002

on the Elimination of Criminal Acts of Terrorism in Relation to the Bombing Incident in Bali on 12 October 2002.” Asian Law Centre Web サイト <http://www.law.unimelb.edu.au/alc/indonesia/perpu_2.html>.

- (22) “House endorses regulations on terrorism after four months,” *Jakarta Post*, 2003.3.7. Jakarta Post Web サイト <<http://www.thejakartapost.com/Archives/ArchivesDet2.asp?FileID=20030307.A02>>. 英語の法律名は、Law No.15/2003 on Combating Criminal Acts of Terrorism; Law No.16/2003 on the Elimination of Criminal Acts of Terrorism in Relation to the Bombing Incident in Bali on 12 October 2002. なお、2003年法律第16号は、2004年7月に「遡及」条項が憲法違反のため、憲法裁判所により取り消された。
- (23) 同勅令のテキストは以下から入手。“Emergency Decree on Public Administration in Emergency Situation, B.E. 2548 (2005).” Thai Law Reform Commission Web サイト <<http://www.lawreform.go.th/data/news/eng/516.pdf>>. 同勅令の法制化の経緯は以下を参照。遠藤聡「【短信：タイ】『非常事態勅令の法制化』—南部イスラム暴動との関連で—」『外国の立法』No. 227, 2006. 2, pp.169-178. <<http://chosa.ndl.go.jp/WIN/lib/doc/0000040747A001.pdf>>.
- (24) 権香淑「【短信：シンガポール】テロリズム（資金供与防止）法の制定」『外国の立法』No. 214, 2002. 11, pp.204-206. 同法のテキストは以下から入手できる。“Terrorism (Suppression of Financing) Act, Chapter 325.” シンガポール法務長官事務局 Web サイト <<http://statutes.agc.gov.sg/>>.
- (25) 権香淑「【短信：フィリピン】2001年資金洗浄防止法の改正」『外国の立法』No. 216, 2003. 5, pp. 169-172. 同法のテキストは以下から入手。“An Act Defining the Crime of Money Laundering, Providing Penalties Therefore and for Other Purposes, Republic Act No. 9194,” フィリピン下院 Web サイト <http://www.congress.gov.ph/download/ra_12/RA09194.pdf>.

- (26) フィリピンの立法手続の概略を以下に記す。上下各院に法案提出権がある。先議の院において、第一読会、第二読会、もしくは第三読会が行われたのち、最終読会で可決された法案が、他方の院に送られ同様な手順で審議される。法案は、両院で可決されたのち、大統領の承認により法律として制定される。同法案の pdf 版が以下から入手できる。“An Act Defining Terrorism, Establishing Institutional Mechanisms to Prevent and Suppress Its Commission, Providing Penalties Therefor for Other Purposes.” フィリピン下院 Web サイト <http://www.congress.gov.ph/download/billtext_result.pdf>.
- (27) たとえば2001年総選挙の結果では、定数84名のうち人民行動党は82名である。
- (28) たとえば2004年下院総選挙の結果では、定数219名のうち、与党連合である国民戦線は198名、そのうち UMNO は109名である。
- (29) たとえば以下を参照。“Rights in Malaysia, Singapore Plagued by Internal Security Act,” 2004 AHRC Press Release, Asia Human Right Commission Web サイト <<http://www.ahrchk.net/pr/mainfile.php/2004mr/103/>>.
- (30) “Amended terror law to compromise human rights,” *Jakarta Post*, 2005. 10. 18. Jakarta Post Web サイト <<http://www.thejakartapost.com/Archives/ArchivesDet2.asp?FileID=20051018.@02>>.
- (31) 代表的なイスラム組織として、「近代派」「改革派」といわれるムハマディア (Muhammadiyah, 1912年結成)、「伝統派」「保守派」といわれるナフダトゥル・ウラマー (Nahdlatul Ulama: ウラマーの覚醒の意、1926年結成)、政府によって設立されたインドネシア・ウラマー協議会 (1975年結成) がある。「ウラマー」とは「イスラム法学者・教師」を意味する。イスラム系政党に関して、国会議員総選挙の際のイスラム系政党の得票数を以下に記す。1999年総選挙では、開発統一党 (PPP) 11%、民族覚醒党 (PKB) 10.2%、国民信託党 (PAN) 6.5%、月星党 (PBB) 2.6%、正義党 (PK) 1.7% で全体の約32%、2004年総選挙

- では、民族覚醒党10.57%、開発統一党8.15%、福祉正義党 (正義党が改称) 7.34%、国民信託党6.44%、月星党2.62%で全体の約35%となる。開発統一党と民族覚醒党はナフダトゥル・ウラマー系であり、国民信託党はムハマディア系である。河野 前掲注(3), pp. 18-19. 1999年10月に議会により大統領に選出された民族覚醒党のワヒドはナフダトゥル・ウラマーの議長職を15年間務めた経歴をもつ。2001年7月に副大統領から大統領に昇格したメガワティ・スカルノプトゥリ (Diah Permata Megawati Setyawati Soekarnoputri, 1943~) は世俗政党である闘争民主党の党首である。大統領選挙により2004年9月に大統領に選出された軍出身のスシロ・バンバン・ユドヨノ (Susilo Bambang Yudhoyono, 1949~) は新党の民主主義者党に所属しており、「穏健派」イスラム系政党の福祉正義党の支持を得ている。なお、2004年4月に実施された国会議員総選挙による国会の議席数は、定数550人の中で、ゴルカル党127人、闘争民主党109人、開発統一党58人、民主主義者党56人、国民信託党53人、民族覚醒党52人、福祉社会党45人、月星党11人、他となっている。『アジア動向年報2005』アジア経済研究所, 2005, p.431を参照。議席数ではイスラム系政党が219議席で全体の約40%を占めていることになる。
- (32) 1999年の総選挙では国会の国軍の議席が75議席から38議席に削減された。2004年の総選挙の際には国軍への議席割り当てはなされなかった。
- (33) シンガポール政治研究者の岩崎育夫は、シンガポールの国家類型を、権威主義国家、行政国家、開発主義国家、資本主義国家、コーポラティズム国家、家父長制国家、強い国家、ヘゲモニー政党制国家、多民族国家、周辺国家、としてまとめている。岩崎育夫『シンガポール国家の研究—「秩序と成長」の制度化・機能・アクター—』風響社, 2005, pp.23-25, また同書では、シンガポールの国家体制を「シンガポール国家」と「人民行動党国家」を同義として分析している。
- (34) 田村慶子「治安維持法」『シンガポールを知るため

- の60章』明石書店, 2001, pp.252-255. 同法は、治安維持法、国内保安法と訳される場合もあるが、本稿では国内治安法とする。
- (35) *A Singapore SAFE for all*, Ministry of Home Affairs, Singapore, 2002. 同冊子 (ISA Booklet) の pdf 版 (英語、マレー語、華語、タミル語) が以下から入手できる。シンガポール政府 Web サイト <http://www.gov.sg/pol_def.htm>.
- (36) *White Paper: The Jemaah Islamiyah Arrests and the Threat of Terrorism*, Ministry of Home Affairs, Singapore, 2003. 同白書の pdf 版が以下から入手できる。シンガポール政府 Web サイト <http://www.gov.sg/pol_def.htm>.
- (37) *op. cit.* (35). p.19-29
- (38) *The Fight Against Terror: Singapore's National Security Strategy*, National Security Coordination Centre, Singapore, 2004. 同文書の pdf 版が以下から入手できる。シンガポール政府 Web サイト <http://www.gov.sg/pol_def.htm>.
- (39) *ibid.* pp.34-40.
- (40) *ibid.* pp.42-56.
- (41) “Three Rings of National Security.” シンガポール国防省 Web サイト <http://www.mindef.gov.sg/imi/ndef/mindef_websites/topics/national_security/threerings.html>.
- (42) “How we do it ?.” シンガポール国防省 Web サイト <http://www.mindef.gov.sg/imindef/mindef_websites/topics/national_security/how.html>.
- (43) 国防省の Web サイトでは、国家安全保障調整センター (NSCC) ではなく国家安全保障事務局 (National Security Secretariat=NSS) となっている。NSS は 1999年に設置され、2004年に NSCC に改組された。*op. cit.* (38), p.40.
- (44) *op. cit.* (38), pp.58-66. トータル・ディフェンスの概要については以下を参照。シンガポール民間防衛隊 Web サイト <http://www.scdf.gov.sg/html/abtus/abt06_totalDF.html>; シンガポール政府 Web サイト <<http://www.totaldefence.org.sg/>>.
- (45) シンガポール民間防衛隊 Web サイト <http://www.scdf.gov.sg/html/abtus/abt05_org.html>.
- (46) *Singapore Civil Defence Force Annual Report 2005*. 同報告書の pdf 版が以下から入手できる。シンガポール民間防衛隊 Web サイト <<http://www.scdf.gov.sg/General/Publications/index.html>>.
- (47) *Civil Defence Emergency Handbook 2005 Edition*, Singapore Civil Defence Force, 2005. 同文書の pdf 版が以下から入手できる。シンガポール民間防衛隊 Web サイト <http://www.scdf.gov.sg/downloads/CD_Emergency_Handbook/emergency_handbk_2005_english.pdf>. 同ハンドブックには英語版のほかマレー語版、華語版、タミル語版がある。
- (48) “Infocomm Security Masterplan.” シンガポール政府 Web サイト <<http://www.egov.gov.sg/Infocomm+Security+Seminar+2005+-+Infocomm+Security+Masterplan.htm>>.
- (49) 同訓練の概要については以下を参照。“Multi-Agency Civil Emergency Exercise.” シンガポール民間防衛隊 Web サイト <http://www.scdf.gov.sg/html/newsr/2006/newsr_080106.html>. 同訓練の詳細については以下を参照。“Roles of Various Agencies during NorthStar V.” 同サイト <<http://app.scdf.gov.sg/data/news/lnewsfiles/lnews79.doc>>.
- (50) “Biggest Bomb Drill Tests Terror Response,” *Straits Times*, 2006. 1. 9.
- (51) 以下、竹田 前掲注(18), pp.174-190を参照した。
- (52) 同条約は以下から入手。“Mutual Defense Treaty between the Republic of the Philippines and the United State of America.” フィリピン外務省 Web サイト <<http://www.dfa.gov.ph/vfa/frame/frmmdt.htm>>.
- (53) 同協定テキストの htm 版が以下から入手できる。
“Agreement between the Government of the Republic of the Philippines and the Government of the United States of America Regarding the Treatment of United States Armed Forces Visiting the Philippines.” フィリピン外務省 Web サイト <<http://www.dfa.gov.ph/vfa/frame/frmvfa.htm>>.

- (54) フィリピン議会では、条約の批准権は上院にある。上院が同条約の批准を否決した理由には、1986年のピープル・パワー以降に高揚したナショナリズムがあった。藤原帰一「冷戦の二日酔い—米比米軍基地とフィリピン・ナショナリズム—」『アジア研究』No. 39-2, 1993. 2, pp.67-83. また米軍基地撤収におけるアメリカ側の事情として、冷戦の終結にともなうアジア太平洋戦略の見直しや、1991年6月のピナツポ山噴火で被害を受けたクラーク基地の放棄などもあった。中野聡「フィリピンの米軍基地問題—植民地時代から1992年まで—」藤本博・島川雅史編著『アメリカの戦争と在日米軍—日米安保体制の歴史—』社会評論社, 2004, pp. 195-207.
- (55) 以下、伊藤裕子「『新しい戦争』と『伝統的』米比軍事関係」『国際関係紀要』No. 12-1, 2002. 8, pp.100-115を参照。
- (56) 同文書は以下から入手。“Armed Forces of the Philippines-US Pacific Command Terms of Reference for RP-US Exercise Balilatan02-1.” フィリピン外務省 Web サイト <<http://www.dfa.gov.ph/vfa/content/btor021.doc>>.
- (57) 下院が、2005年12月14日に反テロ法を可決した理由には、クリスマス休会を挟んで2006年1月16日から再開される議会で、下院の最終読会の通過、その後の上院での可決、大統領による承認を経た1月中の法案成立を見据えたものであった。“Anti-Terrorism Bill Passes,” *The Forum*, Vol. 2, No. 5, 2005. 12. フィリピン下院 Web サイト <http://www.congress.gov.ph/download/13th/forum_dec05.pdf>.
- (58) 同宣言は以下から入手。“Proclamation No. 1017.” フィリピン大統領府 Web サイト <http://www.ops.gov.ph/records/proc_no1017.htm>.
- (59) 同宣言は以下から入手。“Proclamation No. 1021: Declaring that the State of National Emergency has Ceased to Exist Proclamation No.1017.” フィリピン大統領府 Web サイト <http://www.ops.gov.ph/records/proc_no1021.htm>.
- (60) フィリピン共和国憲法（1987年憲法）の邦文全文

および解説は、『フィリピン共和国憲法—概略及び翻訳—』（衆憲資第19号）衆議院憲法調査会事務局, 2004, pp.1-71; 「フィリピン共和国憲法」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集』明石書店, 2004, pp.679-740. その英文全文は、前掲『フィリピン共和国憲法—概略及び翻訳—』pp.73-140; “The 1987 Constitution of the Republic of the Philippines.” フィリピン政府 Web サイト <<http://www.gov.ph/aboutphil/constitution.asp>>.

- (61) アロヨ大統領自身も、2001年1月の「ピープル・パワー2」でのエストラダ大統領辞任を受け、副大統領から大統領に昇格した。
- (62) 同命令は以下から入手。“General Order No. 5, Directing the Armed Forces of the Philippines in the Face of National Emergency, to Maintain Public Peace, Order and Safety and to Prevent and Suppress Lawless Violence.” フィリピン大統領府事務局 Web サイト <http://www.news.ops.gov.ph/go_no5.htm>

参考文献（注で記したものは除く）

- ・ *Philippines Terrorism: The Role of Militant Islamic Converts*, ICG Asia Report No110, International Crisis Group, 2005.12.19. International Crisis Group Web サイト <http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/philippines/110_philippines_terrorism_the_role_of_militant_islamic_converters.pdf>.
- ・ *Terrorism in Southeast Asia*, CRS Report for Congress (Order Code RL31672), Congressional Research Service, the Library of Congress, U.S. Updated 2005. 2. 7. FAS (Federation of American Scientists) Web サイト <<http://www.fas.org/sgp/crs/terror/RL31672.pdf>>.
- ・ Jonathan T. Chow, “ASEAN Counterterrorism Cooperation since 9/11,” *ASIAN SURVEY*, Vol. XLV, No. 2, March/April 2005, pp. 302-321.

（えんどう さとし・海外立法情報課非常勤調査員）